

会 議 録

1 会議名

第10回名立区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 協議事項（公開）

- 地域活動支援事業について
- 自主的審議事項について

(2) 報告事項（公開）

- 上越市過疎地域自立促進計画
- 農村公園の管理運営方法の変更について
- 体育施設の休止について

(3) その他の事項（公開）

- 平成27年度第11回地域協議会の開催日及び場所の確認

3 開催日時

平成28年1月27日（水）午後6時30分から午後7時45分まで

4 開催場所

円田荘 2階第会議室

5 傍聴人の数

10名

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：奥泉 稔、草間敏郎、佐藤利枝子、塚田 正、塚田敏子、徳田幸一、長崎和世、三浦正四郎、三浦元二、森田 篤、吉沢保生
- ・ 事 務 局：市村所長、牛木次長（総務・地域振興グループ長兼務）、佐藤市民生活・福祉グループ長（教育・文化グループ長兼務）、前川班長、竹内班長、佐野主事（以下、グループ長はG長と表記）

8 発言の内容

【佐野主事】

- ・会議の開会を宣言。
- ・上越市の地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。

【塚田（正）会長】

- ・挨拶
- ・所長に挨拶を求める。

【市村所長】

- ・挨拶

【塚田（正）会長】

- ・事務局に資料の説明と会議録の確認者の発表を求める。

【佐野主事】

- ・資料の説明
- ・会議録の確認：徳田委員、長崎委員

【塚田（正）会長】

- ・議題（1）協議事項、地域活動支援事業について事務局に説明を求める。

【牛木次長】

- ・資料No.1、資料「平成27年度上越市地域活動支援事業名立区審査方針」、参考資料「H27.11.20開催 地域協議会会長会議資料」に基づき説明。
- ・来年度は地域協議会委員の改選があるが、前回の委員改選時は模擬審査を実施した経緯がある。
- ・募集要項の全戸配布や防災行政無線での放送にて周知を行う。

【塚田（正）会長】

- ・委員に意見や質問を求めるもないため、前年と同様に実施することを委員に諮ったところ賛成多数で承認される。

【塚田（正）会長】

- ・次に議題（1）協議事項、自主的審議事項について各分科会長に説明を求める。

【徳田委員】

- ・高齢者福祉分科会の活動について説明。
- ・1月20日（水）に分科会を開催した。
- ・2月の地域協議会の活動報告会に向け4年間の活動をまとめる考えである。

- ・ 2月15日に介護施設の整備に関する審査会があるため、その内容を注視したい。

【三浦（正）副会長】

- ・ 公共交通サービス検討分科会の活動について説明。
- ・ 1月19日（火）に分科会を開催した。
- ・ 詳細については三浦（元）委員に説明を求める。

【三浦（元）委員】

- ・ 資料「公共交通サービス分科会報告」「上越市総合公共交通計画 再編実施計画（アクションプラン）名立区（案）」に基づき説明

【塚田（正）会長】

- ・ 委員に意見や質問を求めるもないため、議題（2）報告事項、上越市過疎地域自立促進計画（案）について事務局に説明を求める。

【牛木次長】

- ・ 資料No.2に基づき説明。

【塚田（正）会長】

- ・ 委員に意見や質問を求めるもないため、議題（2）報告事項、農村公園の管理運営方法の変更について事務局に説明を求める。

【牛木次長】

- ・ 資料No.3に基づき説明。

【塚田（正）会長】

- ・ 委員に意見や質問を求める。

【奥泉委員】

- ・ 管理運営方法が変更となることで草刈りの料金等に変更はあるのか。

【牛木次長】

- ・ 今までは指定管理委託料として一括で支払っていたが、今後の個別作業の料金については、既に地元町内と協議し、了承をいただいた上で決めたところである。

【三浦（元）委員】

- ・ 資料の中で諮問除外事項と記載されているが、これは以前説明があった、地域協議会の諮問の範囲を見直し、諮問とはしないものとした項目に当てはまるということか。

【牛木次長】

- ・その通りである。諮問除外とする中の「公の施設への指定管理者制度の導入及び廃止」という項目に当てはまるものである。

【三浦（元）委員】

- ・他に、町内と市の協働管理と説明があったが、資料の各施設の説明の中で「市の直営による管理」と記載があり、おかしいのではないかと。

【牛木次長】

- ・今いただいた意見については主管課に確認をとり、次回の地域協議会で報告する。

【塚田（正）会長】

- ・他に委員に意見や質問を求めるもないため、議題（２）報告事項、体育施設の休止について事務局に説明を求める。

【佐藤市民生活・福祉 G 長】

- ・資料No.4に基づき説明。

【塚田（正）会長】

- ・委員に意見や質問を求める。

【奥泉委員】

- ・休止後も田野上運動広場のトイレは使用できるのか。

【佐藤市民生活・福祉 G 長】

- ・トイレについては名南グラウンドも含め使用できなくなる。

【奥泉委員】

- ・町内の行事を行った際もトイレは使用できないということか。

【佐藤市民生活・福祉 G 長】

- ・その場合は近くにある名立地区公民館下名立分館を利用していただければと考えている。
- ・地元町内会への説明の際は、地元町内会で譲渡を受け、維持管理をいただければ、使用していただける旨を説明したが、そこまでして必要かどうかということで、特に声は上がらなかった。

【牛木次長】

- ・今回は休止を行う旨の報告であり、今後、地元町内会より施設の譲渡を受ける希望等があれば、対応していきたいと考えている。

【三浦（元）委員】

- ・廃止でなく休止ということだが、条例廃止までの間を休止するということか。

【佐藤市民生活・福祉 G 長】

- ・そのとおりである。廃止とは条例上で行政財産と位置付けられている施設を抹消し、普通財産にするもので、休止は廃止の手前の段階である。廃止までにトイレの譲渡や補助金の関係等について整理をする期間として、当面の間、休止するということである。

【三浦（元）委員】

- ・休止後も地元町内会等の利用はできるということだが、利用する際の申請はこれまでと変わらないのか。

【佐藤市民生活・福祉 G 長】

- ・休止後も行政財産という位置づけは変わらないため、貸付についてはこれまでと変わらないものである。

【三浦（元）委員】

- ・ひなさき運動広場はテニスコートだけを休止するということか。
- ・また、その土地は道路公団から無償で借りているということだが、テニスコート休止後はすぐに返却するのか。

【佐藤市民生活・福祉 G 長】

- ・テニスコートだけ休止にするということで、ゲートボール場や児童遊園については引き続き利用いただける。
- ・ただし、児童遊園については公の施設の再配置にて、各公園の必要性を精査し、継続や縮小、廃止を検討することとなっており、内部において検討を始めた段階である。
- ・なお、テニスコートだけの休止であり、テニスコート部分だけの土地を返却するという事は行わない。

【塚田（正）会長】

- ・他に委員に意見や質問を求めるもないため、委員や事務局より、その他質問や報告事項等があれば発言するように求める。

【奥泉委員】

- ・名立区公民館下名立分館が廃止になると聞いたが、近隣町内会から町内会館の建設等の話はあるか。

【牛木次長】

- ・森町内会から少し相談があったが、詳細については承知していない。

【塚田（正）会長】

- ・次回の地域協議会活動報告会にて、1人3分程度で4年間活動してきたことの報告や感想を発表いただくので、考えてきてほしい。
- ・他に報告を求めるもないため、議題（3）その他事項、平成27年度第11回地域協議会の開催日及び場所の確認について、事務局に説明を求める。

【牛木次長】

- ・第11回地域協議会

日時：平成28年2月23日（火）午後5時30分から

会場：名立地区公民館・名立コミュニティプラザ 第1・2会議室

※会議終了後、地域協議会活動報告会を開催。

【三浦（正）副会長】

- ・挨拶
- ・会議の閉会を宣言。

9 問合せ先

名立区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL 025-537-2121（内線223）

E-mail: nadachi-soumu.g@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。